京都市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和８年１１月１１日

京都市長　　松　井　孝　治

京都市規則第 ２９ 号

京都市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

京都市都市公園条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第１　１使用料の欄中

「

| 円 |
|---|
| ５３０ |
| ４９０ |
| ４１０ |
| ３５０ |
| ２８０ |
| ５３０円以内においてその都度市長が定める額 |
| １６０ |
| ５，８００ |
| ４，７００ |
| ３，６００ |
| １６０ |
| １３ |
| ５９０円以内においてその都度市長が定める額 |

」を「

| 円 |
|---|
| ５６０ |
| ５２０ |
| ４３０ |
| ３７０ |
| ３００ |
| ５６０円以内においてその都度市長が定める額 |
| １７０ |
| ６，１００ |
| ５，０００ |
| ３，８００ |
| １７０ |
| １４ |
| ６２０円以内においてその都度市長が定める額 |

」に改め、同表２備考以外の部分中

「

| | | | 円 |
|---|---|---|---|
| 電柱、その支柱その他これらに類するもの | １　本 | | ４，６００ |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| 電線 | | | １メートル | | ６４０ |
| 変圧塔 | | | １基 | | ５，３００ |
| 鉄塔 | | | １平方メートル | | ５，３００ |
| 地下埋設物 | 管路 | 外径が０．０７メートル未満のもの | １メートル | １年 | １１０ |
| | | 外径が０．０７メートル以上０．１メートル未満のもの | | | １６０ |
| | | 外径が０．１メートル以上０．１５メートル未満のもの | | | ２４０ |
| | | 外径が０．１５メートル以上０．２メートル未満のもの | | | ３２０ |
| | | 外径が０．２メートル以上０．３メートル未満のもの | | | ４８０ |
| | | 外径が０．３メートル以上０．４メートル未満のもの | | | ６４０ |
| | | 外径が０．４メートル以上０．７メートル未 | | | １，１００ |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 満のもの | | | |
| | | 外径が０．７メートル以上１メートル未満のもの | | | １，６００ |
| | | 外径が１メートル以上のもの | | | ２，５００ |
| | その他のもの | | １平方メートル | | ２，５００ |
| 郵便差出箱及び信書便差出箱 | | | １基 | | ２，２００ |
| 公衆電話所 | | | | | ５，３００ |
| 標識 | | | １本 | | ４，２００ |
| 工事用施設及び工事用材料置場 | | | １平方メートル | １日 | １６０ |
| 興行、競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し | 京都市梅小路公園ステージ | | １面 | １時間 | ２，０００ |
| | 船岡山公園ステージ | | | | ４７０ |
| | その他の場所 | | １平方メートル | １日 | １６０ |
| 業として行う写真撮影 | | | １回 | １時間 | ４，６００ |
| 業として行う映画撮影 | | | | | ９，４００ |

」

を

「

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 電柱、その支柱その他これらに類するもの | | | 1　本 | | 円<br>4，800 |
| 電線 | | | 1メートル | | 670 |
| 変圧塔 | | | 1　基 | | 5，600 |
| 鉄塔 | | | 1平方メートル | | 5，600 |
| 地下埋設物 | 管路 | 外径が0．07メートル未満のもの | 1メートル | 1　年 | 120 |
| | | 外径が0．07メートル以上0．1メートル未満のもの | | | 170 |
| | | 外径が0．1メートル以上0．15メートル未満のもの | | | 250 |
| | | 外径が0．15メートル以上0．2メートル未満のもの | | | 330 |
| | | 外径が0．2メートル以上0．3メートル未満のもの | | | 500 |
| | | 外径が0．3メートル以上0．4メートル未 | | | 670 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 満のもの | | | |
| | | 外径が０．４メートル以上０．７メートル未満のもの | | | １，２００ |
| | | 外径が０．７メートル以上１メートル未満のもの | | | １，７００ |
| | | 外径が１メートル以上のもの | | | ２，７００ |
| | その他のもの | | １平方メートル | | ２，７００ |
| 郵便差出箱及び信書便差出箱 | | | １基 | | ２，３００ |
| 公衆電話所 | | | | | ５，６００ |
| 標識 | | | １本 | | ４，４００ |
| 工事用施設及び工事用材料置場 | | | １平方メートル | １日 | １７０ |
| 興行、競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催 | 船岡山公園ステージ | | １面 | １時間 | ５００ |
| | その他の場所 | | １平方メートル | １日 | １７０ |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| し | | | | |
| 業として行う写真撮影 | | 1回 | 1時間 | 4，900 |
| 業として行う映画撮影 | | | | 9，900 |

に改め、同表備考６を削る。」

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和９年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

２　この規則による改正後の京都市都市公園条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定による使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

（適用区分）

３　改正後の規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（経過措置）

４　前項の規定にかかわらず、施行日前から継続して設置されている公園施設（使用料の額が月を単位として定められているものに限る。）に係る施行日を含む１月（当該期間における使用を開始する日（以下この項において「特定日」という。）が施行日であるものを除く。）の使用料は、特定日から施行日の前日までのこの規則による改正前の京都市都市公園条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）別表第１に掲げる額の日割りによって計算した額と施行日から当該期間の末日までの改正後の規則別表第１に掲げる額の日割りによって計算した額との合計額とする。

５　附則第３項の規定にかかわらず、施行日前から継続して占用している物件（使用料の額が年を単位として定められているものに限る。）に係る施行日を含む１年（当該期間における使用を開始する日（以下この項において「特定日」という。）が施行日であるものを除く。）の使用料は、特定日から施行日の前日までの改正前の規則別表第１に掲げる額の日割りによって計算した額と施行日から当該期間の末日までの改正後の規則別表第１に掲げる額の日割りによって計算した額との合計額とする。

（建設局みどり政策推進室）